選挙管理委員会

目

次

平成 号外第六十五号 十四四

(火月年 曜四 日日

政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時...... 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の 示面の区画数 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター 選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等..... 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員 樣式等...... 挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙の 衆議院小選挙区選出議員選挙、 挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式 衆議院小選挙区選出議員選挙、 代理者の選任...... 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務 務代理者の選任....... 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職 理者の選任...... 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代 て得た数とを合算して得た数) る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 衆議院比例代表選出議員選 衆議院比例代表選出議員選 掲示場の掲 事 同 同 同 同 同 同 同 同 務 局 :: <u>`</u> : : : : : ~ Ħ ᄁᄓ \equiv \equiv

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び	時(衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日	所及び日時(する名簿届出政党等の名称等の順序を定めるくじを行う場	衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所等に掲示
	同		同		
	\smile		\smile		

くじを行う場所及び日時 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定める 会人を定めるくじを行う場所及び日時.... 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立 会人を定めるくじを行う場所及び日時..... 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立 会人を定めるくじを行う場所及び日時..... 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立 会人を定めるくじを行う場所及び日時. 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立 官国民審査における審査分会長の事務を行う場所. 代表選出議員選挙における選挙分会長及び最高裁判所裁判 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長、衆議院比例 出金額の制限額...... 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支 時...... 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日 日時..... 同 同 同 同 同 同 同 同 同 :: : : : :

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

び三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の 平成二十四年十二月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及

する。 第七十五条第五項、 自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第五項並びにこれを準用する同法 十二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり告示 十六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) を、地方 第七十六条第四項、第八十条第四項、 第八十一条第二項及び第八

平成二十四年十二月四日

青絑県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

Ξ 十万を超える場合にあっては、 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 二五七、八〇九人

県

報

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四

二二、九三七人

上北郡選挙区 \ 二 六、一五八人 七三四人 五五三人 五二人

弘前市選挙区 青森市選挙区 Ξ Q 二 八 二二六人 七七〇人

黒石市選挙区 五所川原市選挙区 $\frac{\acute{}}{-}$ Ó 〇一七人 三〇三人

むつ市選挙区 つがる市選挙区 三沢市選挙区 十和田市選挙区 \equiv -ţ _ 、〇九四人 四六〇人 八八八人

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 西津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 六六九人

青

森

北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区

三戸郡選挙区 二二、〇八六人

八戸市選挙区 六五、 四九一人

Ó

平川市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理す したので、同令第八十一条の規定により告示する。 施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第八十条第一項の規定により次のとおり選任 べき者を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十五条第三項及び公職選挙法 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の

平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

第四区	第三区	第 二 区	第一区	選 等 [2	是
一戸	野沢	和田田	川 村	氏	
— 剛	龍夫	元見	能人	名	選
二字西 〇四村軽 町村軽 字鰺	保内字妻 ノ 三戸郡階 上	八の八上北郡七戸町字寒水	板柳字土井 北津軽郡板	住	挙
中山ノ井井	神一の八の八	町字寒水	一柳 一町 九大字	所	長
成 田	村 岡	高野	奈大 川	氏	選
靖志	威 伴	富治	亜沙	名	学長
目三の二一野二丁	の二五	野中平一二六	青森市東造道一丁目	住	2職務代理者

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

任したので、同令第八十一条の規定により告示する 法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第八十条第一項の規定により次のとおり選 すべき者を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十五条第三項及び公職選挙 及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長

平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

川 村	氏	選
能人	名	. —
字北 土津 井軽 一郡	住	学 分
一板 九柳 町-		会
大字板柳	所	長
野沢	氏	選
龍夫	名	挙 分
字妻ノ神一の	住	会長職務
八字赤保	所	代 理 者

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示す び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理す 第十六条において準用する公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第八十 条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第百二十二号) べき者を、最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二十二年法律第百三十六号) 第二十七 平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

人

ш	
EC.	審
名	_
	查
住	分
	会
所	長
氏	審
名	查分
住	会長職務
所	77代理者
	住 所 氏 名 住

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

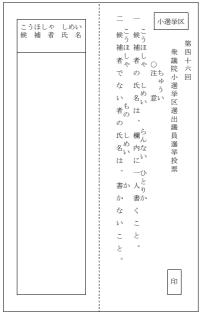
のとおり定めたので告示する。 出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

衆議院小選挙区選出議員選挙用

1



規格等

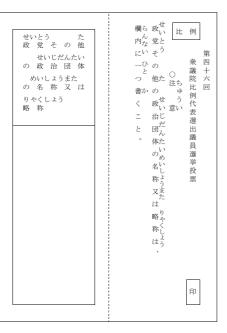
2

規格はおおむね縦一二・ハセンチメートル、横八・○センチメートルとする。 紙質はBPコート紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとす

とする。 印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込み

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式



人

2 規格等

9る。 紙質はBPコート紙一一○キログラム片面刷りとし、紙色は浅黄色、赤刷りと規格はおおむね縦一二・ハセンチメートル、横八・○センチメートルとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、

赤刷込み

最高裁判所裁判官国民審査用

1 様式

最高裁判所裁判 官 投票 日本 の 名 を 書 く 欄 の 上 の 欄 に × を 書 く こ と 。 か な い こ と 。 か な い こ と 。 ま 対 所 裁 判 官 に つ い て は 、 そ の 名 を き く て よ い と 思 う ま がんかん な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か かん の 名 な に か な に か がん の 名 な に か に か に か に か に か に か と 思 う に か に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 う に か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と 思 か と ま か と 思 か と ま か と 思 か と ま か と ま と 。 と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と と ま と ま

2 規格等

とする。印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込み

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における点字投票に用いる投票用紙の様式平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選

平成二十四年十二月四日

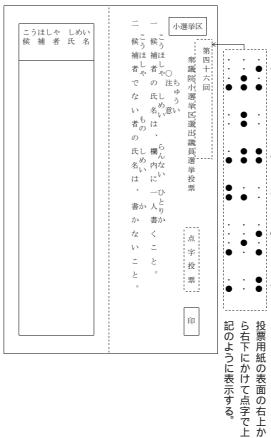
青森県選挙管理委員会委員長 川 村

能

人

衆議院小選挙区選出議員選挙用

様式



規格等

2

とする。
□は青森県選挙管理委員会印のうち二○ミリメートル平方の印とし、黒刷込み印は青森県選挙管理委員会印のうち二○ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。 規格はおおむね縦一二・八センチメートル、横八・○センチメートルとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1

2 規格等

とする。のは青森県選挙管理委員会印のうち二○ミリメートル平方の印とし、赤刷込みのは青森県選挙管理委員会印のうち二○ミリメートル平方の印とし、赤刷りとする。無格はおおむね縦一二・ハセンチメートル、横八・○センチメートルとする。

2 規格等

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込み紙質は上質紙一一(キログラム片面刷りとし、紙色はさくら色、黒刷りとする。規格はおおむね縦九・一センチメートル、横一五・二センチメートルとする。

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

とする。

平成二十四年十二月四日

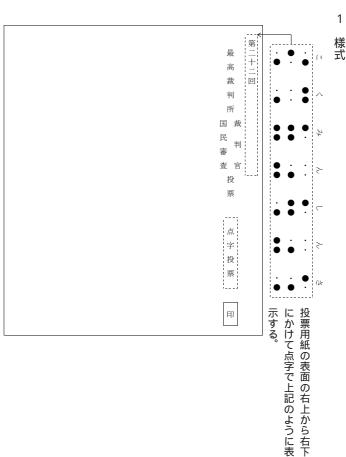
とおり定めたので告示する。

選出議員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次の

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

三 最高裁判所裁判官国民審査用



1 衆議院小選挙区選出議員選挙用

|--|

2 規格等

衆議院比例代表選出議員選挙用 紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、 規格はおおむね縦一二・八センチメートル、 紙色は白色、黒刷りとする。 横八・○センチメートルとする。

県

森

1

報

欄内に一つ書くこと。 機内に一つ書くこと。 いか 女とか 他の政治団体の名称又は略称は、さいとう たせいとう たせいじだんたいめいしょうまた りゃくしょうせいとう たせいじだんたいめいしょうまた りゃくしょう 回衆議院比例代表選出議員選挙

青

せいとう 政 党 そ た他 Ø 取 兄 で の 他 せいじだんたい の 政 治 団 体 めいしょうまた の 名 称 又 は りゃくしょう 略 称

規格等

2

規格はおおむね縦一二・八センチメートル、 紙質は上質紙七○キログラム片面刷りとし、紙色は浅黄色、赤刷りとする。 横八・○センチメートルとする。

平成二十四年十二月四日

めたので告示する。

青森県選挙管理委員会告示第五十五号)第九十四条第一項の規定により次のとおり定

示場の掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程 (昭和五十七年十二月

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター 掲

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

青森県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

第	第	第	第	選
四	≡	=	_	選挙区名
X	X	X	X	名
六	六	六	八	掲示面の区画数

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

次のように定めたので告示する。 選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を 条第一項の規定により行う平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員 政見放送及び経歴放送実施規程 (平成六年十一月自治省告示第百六十五号) 第十四

平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

人

< じ を 行 う 場 所

< じ を 行 う 日 時

青森県選挙管理委員会事務局青森市長島一丁目一の一 午後五時三十分平成二十四年十二 月四日

青森県選挙管理委員会告示第八十号

条の規定により告示する。 関する規程 (昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号) 第百三十四 称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、 十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百七十五条第三項の規定により、 公職選挙法等の施行等に 平成二

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

能

人

青森県選挙管理委員会事務局青森市長島一丁目一の一	くじを行う場所
午後七時平成二十四年十二月四日	くじを行う日時

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

り次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。 所及び日時を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十七条第一項の規定によ 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

人

第 二 区	第 一 区	選挙区名
ラ・プラス青い森三階青森市中央一丁目一一	ラ・プラス青い森三階青森市中央一丁目一一	場
「カトレア」	「プリムラ」の一八	所
午前十時三十分	午前十時三十分平成二十四年十	日
月十八日	月十八日	時

第 四	第三
X	X
ラ・プラス青い森三階「カトレア」青森市中央一丁目一一の一八	ラ・プラス青い森三階「プリムラ」青森市中央一丁目一一の一八
午前十一時平成二十四年十二月十八日	午前十一時平成二十四年十二月十八日

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

より次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。 場所及び日時を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十七条第二項の規定に 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の

平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

= 場 所 青森市中央一丁目一一の一八 ラ・プラス青い森三階「プリムラ」

日時 平成二十四年十二月十八日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する 所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二十二年法律第百三十六号) 第二 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十八条の規定により告示する。 平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

場 所 青森市中央一丁目一一の一八

ラ・プラス青い森三階「カトレア」

日時 平成二十四年十二月十八日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法

のできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。 (昭和二十五年法律第百号) 第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出すること

平成二十四年十二月四日

青絲県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

第一区制限額 第二区制限額 = |四、||||、000円 六九九、八〇〇円

第四区制限額 = = 六八四、二〇〇円 第三区制限額

二二、九九六、〇〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、 長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選 選挙分会長及び審査分会

平成二十四年十二月四日

青絑県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

人

所 青絑県選挙管理委員会事務局

青

森

所在地 青森市長島一丁目一の

ただし、 平成二十四年十二月四日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりと

する。

第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	選挙区名
弘前市役所新館二階大会議室	八戸市庁別館八階研修室	十和田市役所新館五階第	青森県庁西棟八階大会議室	場
· 議 室		一会議室	至	所
弘前市大字上白銀町一の	八戸市内丸一丁目一の	十和田市西十二	青森市長島一丁目一の	所
上白銀町	丁目		丁目	在
_ _ _	<u></u>	番町六の一	<u> </u>	地

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

定により告示する。 る選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 一区におけ

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 Ш 村 能 人

場 所 青森市長島一丁目 _ თ

青絲県選挙管理委員会事務局

日時 平成二十四年十二月十三日 午後五時十分

 \equiv

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長告示第一号

定により告示する。 る選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区におけ

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長 和 田

元

見

場 所 青森市長島一丁目一の一

青絑県選挙管理委員会事務局

日時 平成二十四年十二月十三日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

る選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区におけ

定により告示する。

す る。

定により告示する。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長

野

沢

龍

夫

青森市長島一丁目一の 青絑県選挙管理委員会事務局

場 所

日時 平成二十四年十二月十三日 午後五時二十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長告示第一号

る選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区におけ

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長

場 所

青森市長島一丁目一の

戸

剛

日時

青絑県選挙管理委員会事務局

平成二十四年十二月十三日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示 を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法 (昭和二十五 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人

平成二十四年十二月四日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長

青森市長島一丁目一の

場 所

Ш 村 能

人

平成二十四年十二月十三日 午後五時三十分 青森県選挙管理委員会事務局

= 日時

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

| | 発発 | 森行所 | 高長発 | 一丁